

運輸の安全に関する取組について



2026年度（2026年4月1日～2027年3月31日）



祐徳自動車株式会社

祐徳自動車株式会社は、輸送の安全を確保するため、2026 年度も引き続き次のような取組を推進してまいります。

第1 事業理念

私たちは、安全・安心はすべての業務に優先します。

第2 安全方針

- 1 われわれの最大の使命は、安全の確保です。
- 2 関係法令、社内規定等を守ります。
- 3 安全確認の徹底を図ります。

スローガン

確認不足は事故のもと

祐徳自動車株式会社では、地域に根差し、地域に必要とされるバス事業者を目指し、安全方針に基づき、法令及び規定を遵守し、「輸送の安全確保」に向けた各種対策に積極的に取り組み、更なる安全向上に努めます。

第3 運輸安全マネジメント制度における重点施策

1 2026年度交通事故抑止目標件数

事故種別	乗合バス	高速バス	貸切バス	小計
死亡・重大事故	0	0	0	0
飲酒運転	0	0	0	0
人身事故	0	0	0	0
物損事故	8	2	10	20
計	8	2	10	20

※ 2025年度交通事故抑止目標件数及びその達成状況

事故種別	乗合バス		高速バス		貸切バス		小計	
	抑止目標	発生件数	抑止目標	発生件数	抑止目標	発生件数	抑止目標	発生件数
死亡・重大事故	0	0	0	0	0	0	0	0
飲酒運転	0	0	0	0	0	0	0	0
人身事故	0	1	0	0	0	0	0	1
物損事故	8	3	2	3	10	12	20	18
計	8	3	2	3	10	12	20	19

《2025 年度における交通事故発生概要》

- 1 死亡事故等の重大事故の発生はなかった。
- 2 人身事故は 1 件発生した。
- 3 全事故 26 件中、有責事故は 19 件と前年より 1 件増加した。
- 4 抑止目標(人身 0 件、物損 20 件)は、物損件数は達成できたものの、人身事故(車内事故)が 1 件発生したため達成できなかった。
- 5 用途別にみると、乗合 4 件(前年比+2 件)、貸切 12 件(前年比-1 件)、高速乗合 3 件(前年比±0 件)となっている。
- 6 類型別にみると、単独事故が 11 件で全体の 57%を占めている。
- 7 形態別にみると、一番多いのが前進時衝突と後退時衝突の各 5 件で、前進時衝突は前年比で 2 件減少したが、後退時衝突は前年比の 1 件増加となっている。
- 8 運転者の特性をみると、事故頻発運転者事故が 4 件で、全体の 21%を占めている。
- 9 原因別にみると、全事故が人的要因に起因するもので、そのうち安全不確認が 10 件と前年より 2 件減少したが、全体の 52%を占めている。

《2025 年度における重点取組の総括》

- 1 人身事故(特に車内事故)の根絶
車内人身事故が 1 件発生件数している。乗客の着席を確認せず発車したことによる車内転倒事故である。車内の安全確認を含めた安全確認の更なる徹底が必要である。
- 2 安全教育の強化・徹底
運転者等の研修については、ドライブレコーダーを有効に活用するほか、東京海上日動火災保険の e ラーニングを活用した乗務員の研修システムを導入し、結果に対する個別指導も実施している。この他、実務的な運行管理者研修、新人研修のほか、特に過去 3 年間に事故を起こした「事故頻発運転者」については、個別に NASVA のカウンセリング研修を受講させたうえで、駐車場等に事故現場を再現した事故再現研修を実施するなど実効性のある研修に努めている。更に、県内山岳道における山岳及び雪道訓練を実施するなど実践的な訓練にも取り組んだ。しかし、車内の安全をはじめ安全不確認による然として「安全不確認」による事故の発生が全体の半数以上占めており、車内の安全確認を含めた安全確認の更なる徹底が必要である。

3 疾病に起因する交通事故の根絶

乗務員の健康管理については、年1~2回実施する定期健康診断結果に基づき、持病や再検査の有無を確実に把握し、その後の再検査等の治療経過を乗務員台帳に記録するなど継続的な把握に努めている。また、これらのデータに基づき点呼等の際に、健康状態のほか睡眠時間や投薬の有無等の確認を行うなど個別の管理を行っている。

また、高齢運転者を重点にSAS検査、脳ドック検査、視野障害検査を導入するほか、運輸安全マネジメント会議において、「一定の病気と運転免許」に関する研修を実施するとともに、疾病にかかる交通事故分析要領の一部見直しを行うなど疾病に起因する交通事故防止に取り組んでいるが高齢化が進む中、今後とも更なる取組強化が必要である。

2 2026年度目標達成に向けた重点取組

< 重点取組 >

- 1 人身事故(特に車内事故)の根絶
- 2 安全教育の強化・徹底
- 3 健康起因による事故の根絶

交通事故抑止目標達成に向け、2026年度は、次のことに重点的に取り組んでまいります。

(1) 人身事故(特に車内事故)の根絶

まずは運転者に対しては、急発進、急ブレーキ、急ハンドル等の「急がつく運転」の防止を徹底する。お客様に対し車内放送等により「バスが完全に停車してから離席する」などの「安全乗降」の啓発に努めるとともに、確実に着席や降車されたことを確認した後に発車するなどの「ゆとり運転」を徹底する。また、乗降時のドアの挟み込み事故をなくすために、開閉のタイミングを遅くするなどの安全対策を講じる。客席にシートベルトの装置がある車両の運行に当たっては、出発時に車内放送や映像によるお客様へのシートベルト着用のお願いや案内を徹底する。

(2) 安全教育の強化・徹底

交通事故分析結果に基づいた研修会を実施するほか、高齢運転者、初任運転者及び複数回事故を起こした運転者(事故頻発運転者)に特化した研修会を実施する。

また、ドライブレコーダーを活用して、ヒヤリハット情報を集めるほか片手運転や、「ながら運転」など事故に直結するドライバーの悪癖等を把握し、これを矯正するための研修等を実施するほか、運転者が24時間受講可能な東京海上日動火災保険の「指導・監督指針」対応パッケージを活用して自主的研修の習慣化を図る。

更に高度な技能や知識を身につけるため茨城県ひたちなか市にある「安全運転中央研修所」で研修を実施する。

(3) 健康起因による事故の根絶

営業所出庫時の対面点呼において運転者の健康状態や投薬状況等を確実に確認するとともに、全運転者等の健康診断を行い、診断結果をもとに個人指導を継続的に実施するとともに異常が認められた場合は再検査や医療機関での治療を推奨する。また、インフルエンザ等の予防接種についても、全運転者等に接種させる。また、SAS 検診や脳ドック検診、視野検査等を段階的に導入するとともに各営業所には、血圧測定器を設置し血圧のチェックを随時行わせ、加えて携帯型心電計によって動悸等の症状をチェックする。また、産業医制度等を有効に活用するなど運転者等の健康管理を徹底する。

第4 安全のために講じている具体的な取組

1 安全対策会議の開催等

- (1) 毎月、社長を座長とした運輸安全マネジメント委員会を開催し、取組状況、効果等の検証を実施、必要な改善等を行なっている。(写真1)



(写真1)運輸安全マネジメント委員会

また、重大事故発生時等には、緊急の委員会を開催する。

バス事業部においては、毎月、安全統括管理者、運行営業所統括所長、各営業所長、運行管理者及び管理職が出席し、事故発生時のドライブレコーダーの映像等を活用して、事故原因の究明、再発防止策について討議している。

- (2) 春・夏・秋・冬の交通安全県民運動に積極的に参画し、期間中は全員が交通安全のリボンを着用するとともに、交通安全街頭活動に従事するなど社を挙げて交通安全の啓発活動に取り組む。さらに、毎月1日・20日を「事故ゼロの日」に定め、役員・管理職による運行営業所・支所車庫に対する督励を実施している。
- (3) 乗務員やデジタコ・ドライブレコーダーから、運行現場におけるヒヤリハットの情報を収集し研修等の機会を利用して事故防止運動に活用している。
- (4) 指導運転者会議や班長会議を6月と12月に行い、事故の抑止に向けた話し合いを実施し必要な対策を策定する。8月の上期社員総会において班別無事故表彰や12月の下期社員総会においては班別無事故表彰と無事故個人表彰を行なっている。

2 感染症対策

■ 運転者

- 営業所出庫時の対面点呼において、運転者の体調不調が発覚した場合は、乗務を停止させる。※非接触型体温計も常設(写真 2)
- 営業所出庫時の対面点呼において、運転者のマスクの着用や手洗い・うがいの励行等の感染予防策を周知徹底する。(写真 3)
- 運転者も消毒液による消毒を適宜実施する。(写真 4)



(写真 2)非接触型体温計



(写真 3)手洗い方法のポスター



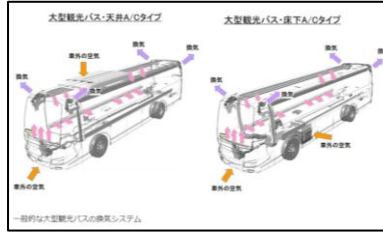
(写真 4)アルコール消毒液

■ 車両

- 空調設備による換気以外に、プラズマクラスターイオン発生機を搭載した車両で運行している。(写真 6、9)
- すべての車両について、窓の開閉が可能です。(写真 7、14)
- 車内には消毒液を設置しており、お客様もご利用頂けます。(写真 8、15)
- すべての車両について、抗菌コーティング処理を実施している。(写真 10～13)
- 車内の手すり等、お客様の手の触れる場所につきましては、消毒液によるふき取り消毒を実施している。



(写真 5)エレベーター付き貸切バス



(写真 6)バス換気システム



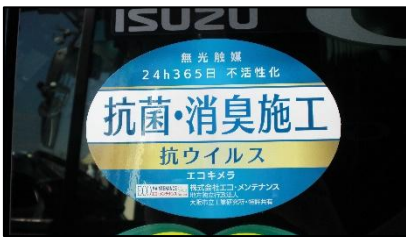
(写真 7)開閉可能な窓



(写真 8)車内設置のアルコール消毒液



(写真 9)プラズマクラスター



(写真 10)抗菌処理済みバス



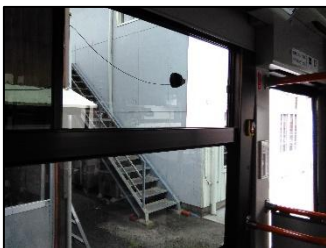
(写真 11)エコキメラとは



(写真 12)抗菌・消臭コーティング場所



(写真 13)専門業者による作業



(写真 14)開閉可能な窓



(写真 15)車内設置のアルコール消毒液

3 運行管理者に対する教育・訓練の実施

- (1) 独立行政法人自動車事故防止対策機構が実施する初認診断・適性診断や特別診断を受講させる。
- (2) 国土交通省や独立行政法人自動車事故防止対策機構又は民間の損保会社等の主催する様々な安全セミナーを受講させる。
- (3) 定期的に社内会議を開催し、事故の検証及びその対策、法制度変更時の勉強会、点呼実施のやり方等の教育を実施する。(写真 16～17)



(写真 16)運行管理者研修



(写真 17)運行管理者研修

4 教育指導員に対する教育・訓練の実施

統括指導班長・運転者指導班長・班長の会議を主催し安全に向けた会社の方針等周知徹底を行い運転者からの意見を取り入れ対策を講ずる。(写真 18～19)



(写真 18)社長による訓話



(写真 19)ドラレコ研修

5 運転者に対する高度な教育・訓練の実施

過去3年間に事故を起こした「事故頻発運転者」については、個別にNASVAのカウンセリング研修を受講させたうえで、駐車場等に事故現場を再現した事故再現研修を実施するなど実効性のある研修を実施した。更に、本年2月に降雪時を利用し、県内山岳道における山岳及び雪道訓練を実施するなど実践的な訓練を実施した。(写真 20～23)



(写真 20)研修風景



(写真 21)研修風景



(写真 22)研修風景



(写真 23)研修風景

6 飲酒運転の根絶対策

- (1) 始業・中間・終業点呼時に免許証の提示確認とともにアルコール検知器による検査を実施し、検査結果データを保存する。
- (2) 出先での始業・中間・終業点呼時にもモバイルアルコール検知器を用いて点呼を行い、データを保存する。また、臨時に役員・管理職・運行管理者が宿泊先に出向き運転者に対しアルコール検知器において検査を行う

7 車両点検・整備及び運行業務点検の実施等

- (1) 始業前車両点検・終業後車両点検については、点検項目に従い運転者が点検し点検結果を整備管理者・運行管理者へ報告し、異常があれば早急に対応する。
- (2) バスのトランクルームの扉が完全に閉まった状態で確実に施錠されているかの確認を行う。
- (3) 車両整備委託会社等において確実に法定点検項目に従い点検を実施し安全と安心の向上に努める。

第5 内部監査結果概要

内部監査規定に基づき、運輸安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて、社長・安全統括管理者・運行営業所統括所長や営業所長に対する内部監査を実施している。令和6年度における内部監査結果概要については次のとおりです。

1 監査全般の講評・所見

安全マネジメント体制は、全体的に合法的かつ機能的であると認められた。

2 指摘事項

- ① 本年1月末現在の交通事故発生状況は、すでに車内人身事故が1件発生している。物件事故は16件と昨年並みで推移しているものの、依然として「安全不確認」による事故の発生が半数以上 占めており、車内の安全確認を含めた安全確認の更なる徹底が望まれる。
- ② 運転者不足解消策として採用活動、離職者防止対策に積極的に取り組んでおり、運転者の採用数は徐々に増加傾向が認められるものの高齢化による退職者数の増加を考慮すれば依然として運転者不足が解消されている状況とは認められず、安全運行を確保する観点からも引き続き取組の強化が望まれる。
- ③ 運転者等に対する研修・教育に関しては、様々に工夫がなされ、実践的研修が実施されているが、本年度はひたちなか市の安全運転中央研修所における研修は不参加となっている。継続的に参加させることで全体のレベルアップつなげていただきたい。
- ④ 疾病に起因する交通事故の防止については、運転者の高齢化が進む中、今後とも継続した健康管理の強化が望まれる。
- ⑤ 運輸防災マネジメントについては、災害発生時を想定した緊急伝達訓練、降雪時を利用した雪災害対策訓練は実施されているものの未だ対応マニュアルの作成等には至っていない。対応マニュアルの作成、必要な資器材の準備のほか幅広い訓練等の対策が望まれる。

3 フォローアップ監査の予定

現時点必要は認められない。

4 その他特記事項

なし。



社長に対する内部監査

第6 輸送の安全に関する設備投資

- 1 最新型バス車両への代替(写真 24~27)・更新を行っている。



(写真 24)エレベーター付き貸切バス



(写真 25)貸切バス・ドライバー異常時対応システム〔EDSS〕



(写真 26,27)乗合バス・ドライバー異常時対応システム〔EDSS〕搭載

- 2 安心・安全に係る投資については、3年計画の最終年度として最新型のデジタコ・ドライブレコーダー一体型を全車両に装着完了する
- 3 車両前方の衝突被害軽減警報装置並びにバック時のバック突を防ぐために衝突被害軽減警報装置を整備、ASV搭載車両への代替促進
- 4 営業所設置の血圧計に記録装置を備え乗務員の血圧を管理する。また、睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査及び脳ドック検診の段階的導入を図る。
(写真 28~29)



(写真 28)血液計



(写真 29)睡眠時無呼吸症候群検査

- 5 安全マネジメントセミナー、各種講習、適性診断等を経営トップ以下運輸事業に携わる者の受講
- 6 営業所設置のアルコール検知器とモバイルアルコール検知器の更新

第7 重大事故等発生時の対応

- 1 人命救助・安全確保を最優先とする。
- 2 直ちに関係機関へ通報連絡したのち、上司に報告する。
- 3 対応マニュアルに基づき、常に冷静沈着に行動する。
- 4 二次事故防止のため安全を確認した上で車両を安全な場所へ移動させる。
- 5 記憶が鮮明な内に、事故の現状（発生日時・発生場所・相手の人定、車両登録番号、事故目撃者、救助協力者等）を確認し、記録をする。
なお、ドライブレコーダーの画像等については、「祐徳自動車ドライブレコーダー取扱規程」に則って慎重かつ有効に取り扱う。
- 6 重大事故発生時における被害者支援対策、報道対応、再発防止対策等については、対応マニュアルに基づき、組織的に対応する。
- 7 バス車内における不審者等に対する対処訓練を実施する。
- 8 災害等に対する対策を講じる。
 - ① 防災マネジメントセミナー受講
 - ② 沿線自治体が発行するハザードマップ収集
 - ③ 防災 マネジメントマニュアル作成及び訓練の実施

第8 安全管理規定および輸送の安全に関する組織、連絡体制

- 1 安全管理規定は、別紙①をご参照ください。
- 2 輸送の安全に関する組織・連絡体制は、別紙②をご参照ください。

第9 CS推進部の取組

CS(お客様満足)向上のため、弊社バス事業部にCS推進部を設置しております。CS推進部では、お客様から寄せられたご意見、ご要望等に対して迅速、的確に対応することにより、お客様満足度の向上に努めてまいります。

なお、皆様からのご意見等は、現在弊社ホームページでも承っております。

皆様からいただいたご意見等は、弊社にとりまして、まさに貴重な「財産」であります。職員の指導・教育をはじめ、お客様に対するサービス向上のため大切に活用させていただきます。

第10 安全統括管理者

常務取締役バス事業部長	山本 孝義
-------------	-------

第11 行政処分の公表

- ・2025年度 行政処分なし

第12 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における認定

貸切バス事業更新許可及び「働きやすい職場認証制度」における認証

弊社は、公益社団法人日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、最高ランクの「★★★三つ星」の認定を受けており（2024年12月26日付け更新完了）、現在貸切バスに「SAFETY BUS」のシンボルマークを貼付して運行しております。

また、国土交通省が平成29年より貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業）の事業更新が導入され、更新を行わなければ事業を継続出来なくなりました。令和6年度が更新時期に当たり、2025年2月8日付けで更新が完了しました。

さらに一般財団法人日本海事協会が実施している「働きやすい職場認証制度」において、「二つ星」の認証を受けております。この認証は、法令遵守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取組を相当程度実施していると認められた事業者に与えられるものです。

「安全・安心」の認定を受けた「祐徳バス」をどうぞ安心してご利用いただけますようお願い申し上げます。

